

岩手県監査委員告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年9月4日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 佐々木 大和
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
保健福祉部医師支援推進室	平成24年7月27日	高橋 元 伊藤 孝次郎
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	平成24年7月11日	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
県南広域振興局土木部遠野土木センター	〃	〃
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	平成24年7月30日	高橋 元 工藤 洋子
沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	〃	〃
沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	平成24年7月10日	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター	平成24年7月30日	高橋 元 工藤 洋子
沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター	平成24年7月10日	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	平成24年7月17日	高橋 元 工藤 洋子
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	平成24年7月30日	〃
県北広域振興局経営企画部	平成24年7月31日	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
県北広域振興局保健福祉環境部	〃	〃
県北広域振興局農政部	平成24年7月30日	〃
県北広域振興局林務部	〃	〃
県北広域振興局水産部	〃	〃
県北広域振興局土木部	〃	〃
岩手県大船渡保健所	平成24年7月10日	〃
岩手県宮古保健所	平成24年7月30日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県久慈保健所	平成24年7月31日	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
岩手県中央家畜保健衛生所	平成24年7月11日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県県南家畜保健衛生所	平成24年7月20日	伊藤 孝次郎
大船渡農業改良普及センター	平成24年7月10日	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
宮古農業改良普及センター	平成24年7月30日	高橋 元 工藤 洋子
久慈農業改良普及センター	〃	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
岩手県大船渡警察署	平成24年7月17日	高橋 元 工藤 洋子
岩手県遠野警察署	平成24年7月11日	佐々木 大和 伊藤 孝次郎
岩手県久慈警察署	平成24年7月30日	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 県北広域振興局保健福祉環境部 生活保護費返還金の徴収に当たり、調定すべき日から著しく遅れて調定しているものが2件、56,018円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

- (2) 県北広域振興局土木部 委託業務の執行に当たり、契約を締結しないで業務を行わせていたものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 岩手県中央家畜保健衛生所 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが2件、447,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 岩手県大船渡警察署
 - ア 公舎料の還付に当たり、公舎退去後相当期間経過してから還付しているものが20件、221,632円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが5件、410,521円あったので、適正な事務の執行に努められたい。